

仙台市男女共同参画推進センターWi-Fi 利用規約

仙台市男女共同参画推進センター（エル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台。以下「センター」といいます。）が提供するWi-Fi（以下「センターWi-Fi」といいます。）のご利用にあたりましては、以下のことをご理解のうえ、お約束願います。

1 センターWi-Fiの概要と目的

- (1) センターWi-Fi は、お客様がお手持ちのスマートフォン、タブレット端末、パソコンなど（以下「スマートフォン等」といいます。）から、無線によりインターネットを利用できる環境を提供します。
- (2) センターWi-Fi は、お客様の利便性の向上のため、また、センターの行う事業やサービスの充実を目的として提供します。これらの目的に反する利用が認められた場合は、センターWi-Fi の提供を中断し、又はお客様にその利用を中止するよう求めることがあります。

2 センターWi-Fiの利用方法

- (1) センターWi-Fi のご利用は無料で、利用登録の手続きも不要です。ご利用の際は、窓口等でお示しするアクセスポイント名とパスワードをスマートフォン等に設定してください。
- (2) センターWi-Fi への接続には時間制限はありませんが、多くのお客様に快適にご利用いただくことができますよう、大容量データを長時間ダウンロードするなどは控えてください。

3 センターWi-Fiの利用時間及び場所

- (1) センターWi-Fi は、原則としてセンターの開館時間において、センターの所定の場所において利用できます。ただし、センターWi-Fi やインターネットへのアクセス状況などによって、通信の途絶や遅延が発生することがあります。
- (2) センターの事業の都合や設備点検などため、利用時間及び場所を変更し、又は停止することがあります。

4 センターWi-Fiの利用上の注意事項

- (1) スマートフォン等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、お客様ご自身で行ってください。
- (2) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守してください。
- (3) 次のような行為は絶対に行わないでください。なお、これらの行為によって他者に損害を生じさせた場合は、その行為者の責任と費用負担で解決するものとし、センターWi-Fiの提供者（以下「提供者」といいます。）は一切の責任を負わないものとしま

す。

- ・他者の著作権やその他の権利侵害、プライバシー侵害、誹謗中傷など
- ・公序良俗に反する行為又は犯罪的行為、そのおそれのある行為
- ・センターWi-Fiの目的に反する行為
- ・これらのほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

5 免責等

- (1) お客様がセンターWi-Fiの利用により得た情報等の正確性や完全性、有用性等について、提供者はいかなる保証も行わないものとします。また、理由のいかんにかかわらず、利用中の通信の途絶、遅延についても同様とします。
- (2) センターWi-Fiの利用に関連して発生した損害（スマートフォン等の不具合、コンピューターウイルス感染、データの破損、漏洩など）について、提供者は一切責任を負わないものとします。
- (3) お客様がセンターWi-Fiを通じてインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、お客様が費用を負担するものとします。
- (4) お客様が、スマートフォン等の設定その他の理由によりセンターWi-Fiを利用できない場合があっても、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- (5) お客様がセンターWi-Fiを利用したことにより、他のお客さまや第三者との間に生じた紛争等について、提供者は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 提供者は、お客様の承諾なしに、センターWi-Fiの内容を変更することができるものとします。

6 利用条件の承諾

センターWi-Fiを利用されるお客様は、この利用規約に示す利用条件を承諾したものとみなします。

この利用規約は、平成28年10月3日から有効とします。

センターWi-Fi 提供者

(仙台市男女共同参画推進センター指定管理者)

公益財団法人 せんだい男女共同参画財団